

意見書案第 4 号

消費税の 10% への増税を行わないことを求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和元年 6 月 21 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	上 田 博 之
賛成者	同	二 見 昇
同	同	松 本 春 男

消費税の10%への増税を行わないことを求める意見書

政府は2019年10月から消費税率を10%に増税するとしている。しかし、日本経済は消費税率を8%に増税した際からの景気の後退をいまだ十分に回復できず、直近のデータでも家計消費も設備投資も落ち込んでいる。

世界の主要国でつくる経済協力開発機構（OECD）は5月21日に公表した最新の世界経済見通し（エコノミックアウトルック）で、今年の経済成長率を、世界全体では3.2%、日本では0.7%にそれぞれ3月より下方修正した。米中貿易紛争などに引きずられて、世界経済は弱い状態が続いている。

その中で日本が消費税増税を強行すれば、日本経済の一層の景気の後退を招き、かえって税収の減となりかねないだけでなく、世界経済にも悪影響を及ぼす。

また、10%への増税に合わせて、食料品などの税率を据え置く複数税率の導入やカード利用で「ポイント還元」を行うなどの準備を進めている。これらは、制度が複雑で混乱が拡大するだけでなく、カード決済やポイントの付与ができない中小商店の淘汰を進めてしまう。

さらに、2023年から仕入れ時の税額を取引先に通知する「インボイス」制度を導入するとしており、この制度が導入されると、通知を発行できないと取引を断られる危険があるため、年商1,000万円以下の免税業者も課税業者にならざるを得なくなり、身銭を切っても納税することを事実上強いられることとなる。

よって、国においては、2019年10月からの消費税率の引き上げは行わず、別の財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 あて

（提案理由）

2019年10月からの消費税率の引き上げは行わず、別の財源を確保することを求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。